

天ヶ瀬ダム再開発事業 景観検討委員会規約

第1条（名称）

本会は、「天ヶ瀬ダム再開発事業景観検討委員会」（以下「委員会」と称する。）という。

第2条（目的）

天ヶ瀬ダム再開発事業は、本体工事として放水路トンネルを始め、これに付随する府道、市道等の付け替えを行うものである。

一方、宇治市周辺は歴史的な遺産が豊富にあり、また自然景観が優れた地域であって、景観保全が重要な課題である。

そこで、景観への配慮すべき主要な構造物を景観に関係する自然環境を含め、どのような施設にすれば、新しい構造物が景観になじむか、また新しい景観を創出できるかについて審議するために委員会を設置する。

第3条（委員会の構成）

- 1) 委員会は、別紙の通りの委員で構成する。
- 2) 委員会には委員長をおく。委員長は委員の互選による。
- 3) 委員長は委員会の議長を努める。
- 4) 委員会として必要性を認めたときは、委員の追加ができる。

第4条（委員の役割）

委員は委員会で意見を述べるとともに審議する。

第5条（事務局）

事務局は、近畿地方建設局 琵琶湖工事事務所におく。